

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第7回）議事録

■日時 平成28年11月17日（木）午後3時30分～午後4時33分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、黒田委員、小堀委員、寺島委員、森川委員

■議事内容

1 審議

「（仮称）南町田計画」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議

⇒ 騒音・振動及び自然との触れ合い活動の場の審議を行い、騒音・振動及び自然との触れ合い活動の場に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会(第7回)

速 記 録

平成28年11月17日(木)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後3時30分開会)

○池田アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。現在、第一部会委員11名のうち、6名の御出席をいただいております。

それでは、第一部会の開催をお願いしたいと思います。なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしく願いいたします。

○町田部会長 承知しました。

それでは、会議に入ります前に、本日は、今、事務局からお話ございましたように、傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴の方、本日は御苦労さまです。

傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構でございます。よろしく御協力のほどお願いいたします。

ただいまから第一部会を開催いたします。本日はお手元の会議次第にありますように「(仮称)南町田計画」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議とその他となっております。

それでは「(仮称)南町田計画」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに騒音・振動について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の南町田計画評価書案の131ページをご覧ください。騒音・振動の現況調査でございます。

調査事項につきましては、騒音・振動の状況等の6項目でございます。

おめぐりいただきまして、132ページが既存資料調査の騒音調査地点でございます。計画地の近くでいいますと、すぐ北側の国道16号のNo.1地点、南東側の横浜町田インターチェンジの近辺のNo.3地点、あとは北側のやや離れたところのNo.2、No.4地点が既存調査地点でございます。

おめくりいただきまして、134ページが現地調査の地点でございます。計画地の南東側にAという■がありますけれども、こちらは環境騒音・振動の調査地点でございます。それ以外の●の部分につきましては、主に工事用車両ですとか、関連車両の走行経路上に9地点の調査地点をとってございます。

136ページ、調査結果でございます。

①騒音・振動の状況の既存資料調査ですけれども、こちらの表に記載がありますとおり、道路交通騒音の状況としましては、特に近くですね。No.1の国道16号線の夜間、66dBということで、環境基準を現状でも上回っているという状況でございます。

お隣の137ページが現地調査の（ア）騒音の状況でございます。表を見ていただきますと、まず、環境騒音の地点Aで、昼間は環境基準を満たしておりますけれども、夜間は若干上回っているという状況でございます。

事業者の考察としましては、周辺に周回道路の車ですとか、国道246号の影響ではないかという分析をしてございます。

道路交通騒音の状況ということで、○、×と書いてありますけれども、特にD、E、F、Iの地点、こちらは先ほどの134ページと見比べていただきますと、計画地の北西側のI地点、こちらは環境基準を超過しております。それから、計画地南側のD、E、F地点でも超過しているということで、現状でも環境基準をオーバーしている地域になるということでございます。

おめくりいただきまして、138ページが（イ）振動の状況の現地調査結果でございます。こちらの表を見ていただきますと、分かりますとおり、全て○となっております、いずれの数値もそれほど大きくない数字となっております。

それでは、148ページをご覧ください。予測でございます。（1）予測事項は、①工事の施行中は解体機械の稼働に伴う騒音・振動、建設機械の稼働に伴う騒音・振動、工事用車両の走行に伴う騒音・振動、②工事の完了後につきましては、冷暖房施設の稼働に伴う騒音、駐車場利用車両の走行に伴う騒音、関連車両の走行に伴う騒音・振動でございます。

予測の対象時点としましては、①工事の施行中の解体機械につきましては、騒音・振動レベルの合成値が最大になる時点として、工事着工後1ヶ月目、建設機械の稼働に伴う騒音・振動につきましては5ヶ月目。

149ページ、工事用車両の走行に伴う騒音・振動につきましては、基本的には11ヶ月目なのですけれども、時点によってはFとHというのがちょっと飛び地になっているところの駐車場のところなのですけれども、そこはまた最大となる地点が違うということで、違う地点、28

ヶ月目と1ヶ月目を選定してございます。

工事の完了後につきましては、いずれも施設の稼働が通常の状態に達した時点でございます。

おめくりいただきまして、151ページが工事用車両の騒音・振動の予測地点でございます。北西側のI地点につきましては、工事用車両が通る予定はございませんので、選定をしてございません。

おめくりいただいて、152ページが関連車両です。供用後の関連車両の走行に伴う予測地点でございます。

それでは、予測は評価とあわせて御説明させていただきますので、199ページをご覧ください。環境保全のための措置でございます。

まず、(1) 工事の施行中の①予測に反映した環境保全措置としましては、解体機械、建設機械は低騒音型の建設機械を使用する。それから、仮囲いを設置する。

②予測に反映しなかった環境保全措置としましては、まず、1つ目、解体機械、建設機械の集中稼働を避けるよう努める。上から4つ目、工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、工事工程の平準化を図る。一番下、苦情対応窓口を設け、きめ細かな住民対応を行うとしてございます。

(2) 工事の完了後につきましては、まず、予測に反映した環境保全措置としまして、中央街区駐車場を敷地中央に配置し、腰壁（パラペット）を設けて、周辺への騒音の低減を図るということで、こちら、かなり前のほうに、15ページ、大気もそうなのですけれども、大気と騒音の対策としまして、現状では、平面の駐車場が敷地の周囲にあるのですけれども、極力敷地の中央に置いて、騒音に配慮するというので、真ん中の水色の部分、中央部に駐車場等を配置するというので、保全措置をとっているということでございます。

また199ページにお戻りいただきまして、予測に反映した環境保全措置の2つ目、設備機器が集中する場所には、設備機器の周囲に防音壁等を設置するとしてございます。

②予測に反映しなかった環境保全措置としましては、まず、1つ目、設備機器は低騒音型の機種の使用に努める。交通誘導員の適切な配置により円滑な交通量の確保に努め、車両の集中化を避ける。上から5つ目、店舗の広告チラシ、ホームページ、施設フロアガイド等に、公共交通によるアクセス方法を掲載するなど、公共交通による来店の促進を図るとしてございます。

それでは、おめくりいただきまして200ページ、評価でございます。こちら、評価方法とし

て、評価方法がずらずらと書かれておりますけれども、いずれも、環境確保条例ですとか、環境基本法に基づく勧告基準、環境基準、規制基準等を評価の指標として選んでございます。

それでは、おめくりいただきまして、202ページ、評価結果でございます。

まず、①工事の施行中の解体機械の稼働に伴う騒音ですけれども、一番上の表にありますとおり、最大値としては68dBで、評価の指標の80dBを下回るとしてございます。コンター図が184ページ以降にございますので、まず、184ページをご覧ください。こちらは解体機械の稼働に伴う騒音の1ヶ月目ということで、最大値については北西側の駐車場の区画でバックホウが動いてございますけれども、解体機ですね。こちらで68.3dBということで、最大値をつけてございます。

185ページが振動でございまして、こちらも同様の場所で、54.4dBということでございます。

おめくりいただいて、建設中の最大となる時期ですけれども、186ページが5ヶ月目ということで、こちらは敷地の東側で65.3dBということで、最大値が出てございます。

187ページが振動でございまして、こちらも同様に東側で60.5dBという値が出てございます。

それでは、またお戻りいただきまして、202ページでございます。一番上の表が、今、コンター図で御説明さしあげましたとおり、68dBで、評価の指標80dBを下回る。

次、振動につきましては、中段の表、こちらも最大値54dBということで、評価の指標70dBを下回る。

それから、建設中5ヶ月目ですけれども、一番下の表で、こちらも最大値が65dBということで、評価の指標である80dBを下回るとしてございます。

203ページの上の表、建設機械の稼働に伴う振動ですけれども、こちらも61dBで評価の指標を下回るとしてございます。

それから、続きまして、オ 工事用車両の走行に伴う騒音ですけれども、こちらは表を見ていただきますと、工事は昼間やりますので、昼間のDとEとFにおきまして、それぞれ62dB～64dBということで、評価の指標である60dBを上回るという状況になってございます。

なお、現況と比較しますと、特にEの北側で0.9dB押し上げていることで、押し上げは0.9dB程度という記載となっております。

おめくりいただきまして、204ページが工事用車両の走行に伴う振動でございます。こちらは、大きいところで言うと、昼間のD、Eですね。54dB、53dBですね。工事中の車両の通行による振動レベル、54dB、53dBとなっております。夜間につきましては、同様に地点はDとEで、48dB～49dBということで、振動につきましては、いずれの地点も評価の指標を満足するとい

うこととさせていただきます。

冷暖房施設の稼働に伴う騒音、205ページですけれども、こちらにも先にコンター図を見ていただきますと、191ページでございます。こちらは、冷暖房施設の稼働に伴う騒音の予測結果で、こちら、昼間の等価騒音レベルでございますけれども、環境基準の地域類型が、用途地域が異なりますので、違う基準が適用されるということで、最大値出現地点を2ヶ所示してございます。北側は48.9dB、東側は40.4dBでございます。

192ページが夜間ですね。場所につきましては、同様で、北側で45.9dB、東側で37.4dBでございます。

等価騒音レベルで、193ページが騒音レベルの最大値ということでございます。こちらはさらにちょっと複雑でして、北側の薄紫色のところは通常の第三種区域というところで、第三種区域と左側の鶴間公園のところは第一種区域ということになるのですけれども、区域が2つ段階が離れているところがある場合、挟まれた区域の30mの範囲はより環境に配慮する必要があるということで、本来はこれは第三種区域なのですけれども、第二種区域の基準が適用されるということで、線で網かけされている部分につきましては、通常より厳しくなっている部分でございます。そちらについても予測をさせていただきます。

南側につきましては、薄い赤色の部分は第二種区域なのですけれども、この赤い点線で南町田病院とありまして、50mの区域内につきましては、それぞれ基準から5dB減じるということで、より厳しい基準となっております。そういうことで、4ヶ所、それぞれの最大地点ということで、示されてございます。

あわせて、駐車場利用車両の走行に伴うコンター図、195ページでございます。こちら、駐車場の予測結果、昼間ですけれども、こちらにも適用する基準が違うので、北側では59.7dB、南側では52.7dBとなっております。

おめぐりいただきまして、196ページが夜間ですね。こちら、地点は同様で、北側は50.4dB、南側は43.5dBでございます。

こちらを踏まえまして、またお戻りいただきまして、205ページでございます。下段の表を見ていただきますと、地域類型としてはA、Cと2類型ありまして、それぞれ環境基準評価の指標、一番右側の評価の指標が異なるものとなっております。

まず、地域類型Aの部分につきましては、冷暖房施設の稼働に伴う騒音自体は、(イ)右から3列目、40dB、37dBとそれほど大きくない値となっております。ただ、このすぐ近くの地点の暗騒音レベルとしては、やや大きい値が出ているので、合成値としてはそれを押し上げ

るには至らない程度の数字ということになってございます。

Cのほうも同様に、冷暖房施設の稼働に伴う騒音レベル（イ）につきましては、49dB、46dBということで、それほど大きくない値なのですが、暗騒音レベルが大きいので、そのまま合成値については押し上げずに64dB、56dBとなっております。

この地域類型Aの昼間、合成値62dBということで、こちらは評価の指標となる環境基準を超えてございますけれども、今、申しあげましたとおり、もともとの周回道路の道路交通騒音に起因する騒音レベルが原因ということで、冷暖房施設につきましてはほとんど寄与していないという状況でございます。

おめくりいただきまして、206ページが騒音レベルの最大値の評価結果でございます。それぞれ4つ場所、区域が分かれていますと申しあげましたけれども、それぞれ上から40dB、39dB、43dB、49dBとなっております、いずれも評価の指標を満足するというところでございます。

207ページが駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベルということで、こちらもA類型、C類型、2つ分かれていますけれども、まず、A類型の昼間は、こちらも暗騒音レベルが60dBで、駐車場利用車両の走行に伴う騒音レベルは53dBですけれども、押し上げるには至っていないということでございます。

以下、同様なのですが、Cのほうが若干やや大きい音が出ているということで、1dBほど乗っかっているというところでございます。いずれにしましても、評価の指標化は満足しているというところでございます。

209ページが関連車両の走行に伴う騒音の評価結果でございます。昼間、夜間とありますけれども、いずれもD、F、Iの3地点で評価の指標を上回っております。昼間のDは62dB、Fは62dB～63dB、Iも同様です。夜間のDは東側だけ上回っておりまして、56dB、Fは57dB、58dB、Iは56dBとなっております。

これも、増加レベルとしては、例えば大きいところと言うと、夜間のIで0.4dB、0.5dBとなっておりますけれども、大きくないということですが、これはあくまで現況からの上乘せということで、現況で既にグランベリーモールの交通量が乗っかっておりますので、単に0.4dB、0.5dBがグランベリーモールの寄与ではないというところは注意が必要かなというところでございます。

210ページが関連車両の走行に伴う振動の評価結果でございます。大きいところと言うと、昼間のDが53dB、夜間のDが50dBということで、いずれにしましても、全ての地点で評価の指標を満足するとしてございます。

それでは、本日の資料をご覧くださいまして、1ページでございます。資料1-1、騒音・振動の審議資料でございます。都民の主な意見は別紙1のとおり、関係市長の意見も別紙1のとおり、そういった意見を踏まえまして、項目検討いたしました結果、意見ありということで、別紙2に記載がございます。

まず、別紙1から御説明させていただきます。

2ページ、都民の主な意見でございます。

1 新設される東急電鉄沿いの道について大気質、騒音・振動の予測・評価を実施しないのはなぜか。公園の利用者や線路を挟んだ民家に対する環境影響を見るためにこの地点を予測・評価する地点に加えるべきである。

2 今回の評価書案では、鶴間公園通り（3-4-37号線、地元通称ユリノキ通り）のI地点の騒音が、すでに環境基準値を越えている、となっております。2016年5月3日、地元のNPOによる計測では、ピーク時の時間交通量はすでに事業者発表の将来予測量を上回っています。計画にしたがって、将来店舗数が2.5倍、駐車場台数が1.5倍となれば、交通予測量が過小評価されているのでは、と疑念を持ちます。

3番につきましては、1番と同様に、新設道路沿いで予測評価をお願いしたいという意見。

4番につきましても、同様の意見と、あと、公園内でも変化を測定すべきであるという意見でございます。

特に、新設道路沿いの道で予測してほしいという意見なのですけれども、こちら、評価書案の28ページをご覧ください。28ページ、29ページ、いずれも計画地の北西側に新設道路ということで、現在、公園のところ、道路を新しく作るという計画になってございます。事業者から伺っているところによりますと、今、この新設道路の北側の交差点から入って、住宅地を抜けてグランベリーモールに来る車が多いということで、生活道路になるべく車を入れないということで、こういった新設道路が計画されているとは伺ってございます。この新設道路の付近で予測すべきではないかという意見でございます。

続きまして、152ページをご覧ください。予測地点の図でございます。今、申し上げた鶴間公園のちょうど北側のところで予測・評価をお願いしたいという意見に対しまして、事業者としては、鶴間公園の北側の新設道路の地点と、I地点ですとか、H地点の交通量はほぼ同じですので、より住宅に近いI地点のほうで予測を行っておりますということが見解として示されてございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、3ページが関係市町の意見でございます。

大和市長は意見なしということで、町田市長の意見でございます。

計画では、商業施設が敷地境界周辺に建設されることとなっております。そのため、店舗営業に伴う騒音の影響が近隣住民に及ぶことも懸念されます。商業宣伝を目的とした拡声器使用に際しては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例129条、第130条及び規則第66条に定める使用方法・音量基準等を遵守したうえで、近隣住民の生活に支障がないよう配慮をお願いします。

としておりまして、事業者見解書におきまして、こういった条例、規則を遵守してまいりますということが示されてございます。

こういった意見等を踏まえまして、4ページ、意見の案でございます。読み上げさせていただきます。

工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること、という意見でございます。

周辺、グランベリーモールの車だけではなくて、いろんな車が通っているのは事実ですが、でも、グランベリーモール関係の車が多いのはまた事実でありますので、やはり環境基準を超えているという現状の中で、車両台数も増えるということもありますので、より一層の努力をしていただきたいという趣旨の意見でございます。

意見の取扱いについての事務局案は、指摘の趣旨を答申案に入れるでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 御説明ありがとうございました。

本件につきましては、騒音・振動についてですが、今、事務局からの御説明のとおりでございます。評価について、あるいはそれに対する保全の措置等を御説明いただきました。

この案件につきましては、現地視察並びに都民の皆様方の意見を聴く会にも参加をさせていただきまして、意見の拝聴をさせていただきました。それらを踏まえて、この評価書案を審査させていただいたわけでございます。意見としては、先ほど4ページにございますような意見を述べさせていただきましたけれども、懸念される事項といたしましては、店舗営業に伴う騒音・振動ですね。営業が、飲食が7時から始まりまして、駐車場の使用の終了は25時と、大変長い時間営業するという。その営業時間の中には人と車の流れがあるということも懸念される点でございます。

また、来客車両が、特定の道路に集中しないような交通流のコントロール、これは先ほど事務局からも御説明ございましたけれども、事業者含めて道路管理者も関係するかと思えますけれども、きちんと指導をしていただきたいと思いますと思っております。

また、開業当初であるとか、イベント開催時などについても、交通渋滞に対する対策をきちんとやっていただきたい。これは要望でございますけれども、種々懸念されることを踏まえまして、先ほど御説明いただきました意見を述べさせていただきましたけれども、環境保全の措置、いろいろと提案されておりますが、ぜひ実のある保全措置をとっていただきたいと思っております。以上でございます。

御意見等ございましたら、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○片谷審議会会長 町田部会長から今、御説明があったことには全く異論はなくて、そのとおりだと思います。

これは先日、大気の項目審議のときにもあった話ですけれども、この図書の書き方と、住民の方々からの意見を突き合わせて考えますと、やはりかみ合っていないわけですね。都民の御意見の3番の方は、調査計画書の時点で要望を出されたと書かれているわけですが、先ほど宇山課長が説明された事業者の見解というのは、要は新設道路の騒音はその前後にある予測値点のHやIと同レベルであるからという趣旨ですね。それは確かにそのとおりなのですが、アセス図書というのは東京都に出すものではありませんけれども、住民の方に理解していただくための図書ですので、こういう住民の方々からの意見が出ていることに対して、現在のこの評価書案ですと、十分に答えているとは言えない状況ですので、結果が間違っているとか、そういうことではないわけですが、やはり説明にはもう少し住民の方々の御意見への対応というのも含めた形で配慮をして書いていただきたいと思いますというのが私からの要望です。

○町田部会長 今の片谷委員からの御意見に何かございますでしょうか。

お願いします。

○宇山アセスメント担当課長 評価書を作るまでに事業者と話をし、対応してまいりたいと思っております。

○町田部会長 ほかに委員の方から御意見等ございましたら、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかには御意見がないようでございますので、騒音・振動につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

次に自然との触れ合い活動の場について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、257ページをご覧ください。自然との触れ合い活動の場の現況調査でございます。

(1) 調査事項につきましては、①主要な自然との触れ合い活動の場の状況、②主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況等の6項目でございます。

調査地域につきましては、計画地周辺における主要な自然との触れ合い活動の場及びその周辺ということで、基本的には鶴間公園周辺でございます。

おめくりいただきまして、259ページが鶴間公園の位置図となっております。計画地の現在のグランベリーモール西側に隣接しておりまして、公園内には北側から境川プロムナード、多目的運動広場、さわやか広場、横浜水道みち、幼児広場、テニスコート等がございます。

おめくりいただきまして、260ページ、調査結果でございます。中段の写真は、南町田駅が南側にあつて、駅のほうから上に見たといった図になってございます。

具体的な写真は下の写真8.6-1 (1) 以降、左下の写真が、右側が境川プロムナード、左側の開けているところが多目的広場でございます。

右側が横浜水道みちとなっております。

261ページ、左上の写真が幼児広場。

右上の写真がさわやか広場ということで、こちらはイベント等に活用されているということでございます。

樹林もございまして、下の写真は樹林地内の散策路となっております。

おめくりいただきまして、262ページが鶴間公園の利用者数ということで、中段の表がございますけれども、利用者数ということで、平成22年度には、一番右側、158,593人が、平成26年度には約22万人ということで、こちらは周辺の開発が進んでいて、住宅地や中高層住宅が進んで人口が増えているということでございます。

263ページがテニスコートの利用者数ということで、こちらについてはさほど大きな変化はございません。

(イ) 鶴間公園の主なイベント開催時の利用状況ということで、264ページをご覧ください。こちらはそれぞれ写真がありまして、上の写真がさわやか広場での花見の様子。

真ん中の写真がなんまち祭りというお祭りで、横浜水道みちで屋台があつて、さわやか広場で盆踊りが行われて、かなりの住民の方が来られているという状況でございます。

一番下が、左側はさわやか広場での芋煮会、右側が正月休みの多目的運動広場ということ

でございます。

265ページが、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況ということで、こちらの写真が、おめくりいただきまして266ページの図の鶴間公園のちょうど右側に信号があると思いますけれども、この信号のあたりの写真が265ページでございます。ちょうど信号を渡っている写真が左側で、今回の事業とはまた別事業なのですけれども、区画整理で廃道となるケヤキ通りが右側の写真の車が並んでいるところでございます。

おめくりいただきまして、266ページが鶴間公園の主な出入り口等でございます。赤丸してあるところが主な出入り口で、基本的には緑色の線でありますけれども、歩道が整備されていることと、横断歩道や信号等があつて、基本的には安全に駅や周辺から鶴間公園にアクセスできるという状況になってございます。

271ページ、予測でございます。

(1) 予測事項は2点です。①工事の施行中の工事用車両の走行に伴う主要な自然との触れ合い活動の場（鶴間公園）までの利用経路への影響の程度、②工事の完了後は施設の供用に伴う鶴間公園の持つ機能の変化の程度でございます。

(2) 予測の対象時点としましては、工事の施行中は工事施行中の代表的な時点、工事の完了後は、事業活動が通常の状態に達した時点でございます。

おめくりいただきまして、272ページが工事用車両の走行ルートと鶴間公園の主な出入り口との関係でございます。赤色と青色の線が工事用車両が出入りするルートとなっております。こちらのルート、鶴間公園にアクセスするルートと重なるところがございますけれども、基本的には歩道、横断歩道、信号等が整備されているということでございます。

(5) 予測結果につきましては、また後ほど評価であわせて御説明させていただきます。

274ページ、施設の供用に伴う機能の変化の程度ということで、最初に、275ページから御説明させていただきますけれども、275ページの赤色の実線内が計画地でございますけれども、計画地内には特に中央街区については中央に駐車場を配置しまして、周辺に商業施設を配置する。屋根と書いてあるところですが、基本的には商業施設ですね。それを駅から南側に下がってきて、計画地を周遊して、西側の鶴間公園に行くような歩行者路線を作る。それから、シネコン棟の間を通っても鶴間公園に行けるよということ、これまでは道路で分断されていたものは、この事業ではなくて、区画整理事業の中でこちらが廃道になってつながるということでございます。

つながった後のイメージ図が274ページ、こちらは町田市のホームページに載っているもの

でございます、イメージ図の左上の棟がちょうどシネコン棟になります。シネコン棟の手前に屋根、「RESTAURANT」とか「SHOP」と書いてあると思いますけれども、こちらがちょうど計画建築物になります。手前側が鶴間公園で、奥がグランベリーモールとなりますけれども、この境目が分からないような、一体的になるといったイメージ図でございます。

276ページ、環境保全のための措置でございます。

まず、工事の施行中、①予測に反映した環境保全措置としましては、駅街区の工事期間中、改札から周辺道路への歩行者ルートは工事の進捗にあわせて、迂回ルートの設定や切り直し等を行う。

予測に反映しなかった環境保全措置としましては、工事用車両の出入り口には、交通誘導員を配置するなどして、歩行者の安全を確保するというところでございます。

工事の完了後、①予測に反映した環境保全措置としましては、南町田駅から鶴間公園の往来に配慮して、計画地内を周遊する歩行者通路を設定する。鶴間公園との接続部には広場や休憩スペースを整備する。鶴間公園との接続等には鳥や昆虫等の生息を促すように花や実のなる樹木や在来種等の植栽を計画するという記載がございます。

それでは、評価でございます。

(1) 評価方法につきましては、①工事の施行中については主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し著しい影響を及ぼさないこと。

②工事の完了後につきましては、計画地内にできる限り緑を配置し、鶴間公園の緑と連続させることにより緑のネットワークが形成されること、でございます。

(2) 評価結果でございます。

まず、工事の施行中ですが、中央街区の工事期間中、工事用車両は中央街区を周回する道路を走行するが、これら道路には歩道及び横断歩道が整備され、鶴間公園の主な出入り口A付近の交差点には信号機が設置されており、歩行者ルートは確保されていることから、利用経路への影響は小さいと予測すると。

それから、駅街区の工事期間中は、駅街区を一時的に通行できなくなるが、改札から周辺への歩行者ルートは迂回ルートの設定や切り直しを行うなど、歩行者ルートを確保する。それから、周辺の道路には歩道及び横断歩道が整備されているため、利用経路への影響は小さいと予測するとしてございます。

駐車場街区1の工事期間中につきましては、これも同様に、工事用車両は周辺道路を走行しますけれども、道路には歩道、横断歩道が整備されており、歩行者ルートは確保されている

ことから、利用経路への影響は小さいと予測をさせていただきます。

なお書きとして、工事用車両が歩道を横断しますので、その出入り口については交通誘導員を配置するなどすることによって、評価の指標を満足するとしてさせていただきます。

②工事の完了後につきましては、本計画は、グランベリーモールのリニューアルであり、鶴間公園を直接的に改変する計画ではないが、西側に接する南1604号線が土地区画整理事業により廃道され、計画地と鶴間公園とは連続的につながる。

計画地と鶴間公園の往来の現状は、横断歩道を渡って往来しておりますけれども、工事の完了後は双方がつながることから、往来が活性化され、それとあわせて、計画地内を周遊する歩行者通路を設定することにより、南町田駅から鶴間公園、境川へとつながる歩行者動線の連続性が強化されると考えられることから、鶴間公園の有するスポーツの場としての機能、散策、お花見等のレクリエーション機能が高まると予測をさせていただきます。

それから、鶴間公園との接続部には、広場や休憩スペースの整備を行いにぎわいや憩いの場が創出され、廃道部は盛り土により直接往来が可能となることから、より一体性のある利用環境が形成されると予測をさせていただきます。

さらに、ガイドライン等を参考に、鳥や昆虫等の生息を促すように、花や実のある樹木や在来種等の植栽を計画しており、鶴間公園との緑のネットワークの向上に寄与するものと予測しており、以上のことから、評価の指標を満足するとしてさせていただきます。

それでは、本日の資料の5ページをご覧ください。資料1-2、自然との触れ合い活動の場の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙1のとおり、関係市長の意見はございませんでした。

こういった点を踏まえまして、小堀委員と検討しました結果、意見ありとして別紙2に記載させていただきます。

まず、別紙1を御説明させていただきます。6ページでございます。

都民の主な意見でございまして、

「東京都環境影響評価技術指針」によれば、「建築物の設置等が主要な人と自然との触れ合い活動の場及び当該触れ合い活動の場が持つ機能に及ぼす影響の内容及び程度を対象とする。この場合において、当該触れ合い活動の場が持つ機能への影響については、当該触れ合い活動の場が存在する地域が一体として有している自然との触れ合いの機能に対する影響を含むものとする。」となっているが、後段の「当該触れ合い活動の場が存在する地域が一体として有している自然との触れ合いの機能に対する影響」を見る調査を行ってもいないし、

予測評価も行っていない。

鶴間公園は春には桜だけでなく、ハナニラ、ムスカリ、ニリンソウのような植物も生息している。また、猛禽類のツミなども生息している。

地域の住民は、四季折々に変化を見せる鶴間公園を「自然との触れ合い活動の場」としてまさに一体としてその機能を享受しているのである。

この評価書案では単に来場者数などをあげつらうのみで、上記のようなことを予測・評価していないので、適切な代償措置に議論を導くこともせず、鶴間公園の有するスポーツの場としての機能や散策等の機能がより高まると予測すると結論づけているのである。

上述のように「地域が一体として有している自然との触れ合いの機能に対する影響」を予測・評価することを求めるという意見でございます。

意見の趣旨としては、中段にありますように、植物とか動物もいるので、そういったことも考慮すべきではないかという意見だと思うのですが、この案件では、一応生物・生態系については既存のグランベリーモールには特に生物の生息基盤はないというのと、このグランベリーモールの建替えて鶴間公園を改変するわけではないということで、そういう経緯もあって、生物・生態系は選ばないということになっているところでございます。

7ページ、別紙2、意見の案でございます。読み上げさせていただきます。

工事の完了後は、計画地と計画地に隣接する鶴間公園が連続的につながることから、歩行者動線の連続性が強化され自然との触れ合い活動の場の持つ機能が高まるとしているが、施設の整備に当たっては、接続部への在来種の植栽など環境保全のための措置を確実にを行い、周辺自然環境への影響に可能な限り配慮した計画となるよう努めること、という意見でございます。

計画地と鶴間公園がつながるのは、あくまで区画整理事業でありますけれども、それによって鶴間公園がより利用されるようになるということが評価書案にも記載されております。

それから、実際には、これまで全く別ということ、分断されていた商業施設と公園がつながるといことになると、ある意味、無機質な商業施設と公園が一体になるということもあって、急に無機質なところから植物になるのではなくて、接道部についてはしっかり、図書にも書いてありますけれども、鶴間公園の植生も配慮した緑化も行って、より一体的になるような配慮をしてほしいというのと、あとは接続部だけではなくて、計画地内もかなり植栽をすと言っておりますので、そういった点からも、鶴間公園に影響を与えないようにというか、よりお互いに相乗効果を発揮できるようないい環境をつくっていただきたいというこ

とで、このような意見をつけさせていただいております。

意見の取扱いについての事務局案につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、御担当の小堀委員、何か補足することがございましたら、お願いいたします。

○小堀委員 先ほど事務局のほうから非常に丁寧に説明をしていただきましたので、私が書いた意見を十分に御理解いただけたのではないかと考えています。

この計画は、グランベリーモールのリニューアルで、ちょっと分かりにくいのは、接続する鶴間公園等を直接改変する計画ではなくて、計画地の西側の土地区画整理事業において、廃道になって、その結果として、グランベリーモールと公園が接続されることになるというものです。グランベリーモールと公園が接続し、人々の触れ合いは今まで全くなかったのができるので、そういう点ではこの事業自身は私自身は評価できていると思っておりますが、その接続部分については、先ほど意見に書いたようなことを十分に配慮して、植栽、環境の保全、今まで人々がいろいろ利用していたお祭り、そういうものも、ここに来場した人が参加するによって、さらに機能が高まる、そういうことにしてほしいなという希望がありまして、こういう意見を書かせていただきました。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございました。

それでは、御出席の委員から、何か御意見等がございましたら、お願いいたしますが、いかがでしょうか。

お願いします。

○片谷審議会会長 今、小堀委員が補足されたこと、全く私も同感です。

先ほど紹介していただいた都民の主な意見で、この方がおっしゃっていることも至極当然のことなのですが、先ほど宇山課長が説明されたように、直接公園の中の動植物についてこのアセスの図書の中でどうこうするというを書けるわけではないので、そこには確かに限界がありますが、一体として有している機能を今後、さらに高めていくということであるならば、少なくとも公園は管理者が異なるわけで、公園管理者との連携を今後どう図っていくかみたいなことに関するコメントはアセス図書に書けるはずなので、そういう姿勢はぜひ見せてほしいところですね。

今、具体的にどういうことをやるかということまでは当然書けないですけども、公園管理者と十分な協議をした上で、連携を図って、一体となるような機能を高めていくことに努力するということができれば書けるはずなので、そういったことは事業者に求めていいと思います。

補足として事業者にそのように指導していただければと思います。

○町田部会長 ありがとうございます。

事務局、何かございますが。

○宇山アセスメント担当課長 評価書のほうで記載できるように調整してまいりたいと思います。

○町田部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の方から御意見等ございましたら、お願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかには御意見がないようでございますので、自然との触れ合い活動の場につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

それでは、本案件の項目別審議はこれで全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 項目別で、私、史跡・文化財担当なのでですけども、一言。

62ページに選定しなかった理由ということで書いてあるのですけれども、この中に、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には所定の手続きをとって対応いたしますということは常に書いてあるのですけれども、私の記憶が間違っていなければ、今回、初めて真ん中の段落ぐらいに、なお、工事着手前に町田市教育委員会等の関係機関とあらかじめ協議をするとともにという文章が入っております、ともすれば、今までの発見された場合には対応しますというだけの文言では、ホームページか何かを見て、それでやっているような気がしてしようがなかったのですけれども、あらかじめ担当の方と協議をしていただいて、この市ではこういう文化財の出方をしますよとか、いろいろサジェスションをいただくというような、何となく温かみのあるような感じがして、今後ともなるべくこういうことをやっていただけますと、私としても安心ができるという気がいたします。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

寺島委員から意見をいただきましたけれども、事務局、何かコメントございましたら。

○宇山アセスメント担当課長 寺島委員からほかの案件でもいろいろそういった御指摘をいただいているので、一応事務局と事業者のほうで話をして、事前に協議をしてくださいということで入れてもらったのですけれども、それは業者さんとの話し合いの中で、ちょっとそこまではできないと言われてしまうこともありますけれども、極力お願いするという姿勢でやってまいりたいと思います。

○町田部会長 よろしいですか。ありがとうございました。

どうぞ。

○片谷審議会会長 今、寺島委員が指摘をされましたので、私もこれ、結構気にはなっています、資料編の51ページにその状況が載っているのですけれども指定文化財・埋蔵文化財が見つまっているポイントが、結構近隣にあるのですね。ですから、今回の事業対象区域内では、今まで見つかった実績はありませんけれども、十分あり得るという前提で工事を進めさせていただくことは大事なことだと思いますので、特に今ある施設に比べると、かなり本格建築になりますから、新たに見つかる可能性がないわけではないので、その辺十分に留意をしていただきたいということは事業者にお伝えいただきたいと思います。

○町田部会長 埋蔵文化財につきまして、十分な配慮をお願いしたいということでございます。ありがとうございました。

よろしいですか。

それでは、これもちまして、項目別審議は全て終了ということになります。

引き続き、総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、8ページ、資料1-3をご覧ください。

先日、11月1日に都民の意見を聴く会を開催いたしました。公述人の方は3名でございまして、その概要について御説明させていただきます。

まず大気汚染です。

大気質の現況調査によれば、対象地である鶴間一丁目から四丁目地区の大気質の環境は、町田市金森測定局や大和市役所測定局と比較して明白に劣っています。国道16号や246号などの自動車交通の影響を受けているためと思われませんが、この上に更なる交通負荷を与える本計画には最大限の配慮が求められると考えます。

交通誘導員の適切な配置などの対策を述べていますが、公共交通機関による来店の促進を図るという対策が最も効果的だと思います。ぜひこの対策の具体化を図るよう望みます。

騒音・振動ですけれども、こちらは先ほどの騒音・振動と同様に、新設道路の地点を選んでいただきたいという意見でございます。

生物・生態系でございます。

本事業の実施は、ケヤキ通りの廃道により109シネマ棟西側から鶴間公園に続く地域は、生物及び生態系に影響を及ぼすと予想されます。高木のケヤキ、イロハモミジ群集、ニリンソウの群生などの植生や野鳥もヤマガラをはじめコゲラ、アオゲラやアカハラ、シロハラ、ツグミなど季節ごとに樹林をにぎわし、今年も猛禽類の一種のツミが営巣しました。鳥類のほか昆虫類の生息場所でもあります。現地調査の上、その保存・保護に努めていただきたい。という意見でございます。

景観です。

現在は鶴間公園の自然樹林の間からわずかにシネコン棟が見える程度ですが、ケヤキ通りの廃道の跡地の商業地域には公共公益施設が建設され、その脇には歩行者通路がつくられます。従って、公園北西側の住宅地からはこれまでの高木樹林帯が一変しますので、景観を検証、予測すべきと考えます。

自然との触れ合い活動の場です。

駐車場の拡充にともなって、交通量が増えることになり、公園内の道路新設が決められ、その部分の大クス、スダジイなどの樹木が伐採されてしまいます。加えて商業施設と鶴間公園を一体的に運用するためケヤキ通りを廃止し、更に段丘崖地形であったため園内で唯一残っていた潜在自然植生の樹木を伐採してしまう。その埋め合わせに花や実のなる木や在来種を補植するとのことですが、同じ自然環境の所はあるのでしょうか。詰まるところ自然との触れ合いの場の縮小に外なりません。

その他としまして、

(1) 区画整理事業は町田市と東急電鉄の共同事業であり、商業施設の建設と区画整理事業は密接不可分に関連しているということ。そして、こうした背景事情からみて、公園の大規模な改変を行う区画整理事業を含めて環境アセスメントを実施すべきということ。

(2) 南町田北交差点での渋滞はなんとしても避けてもらいたいと思います。また、どの新規大型商業施設でも開業直後の2～3ヶ月は非常に大きな負荷がかかることが経験されています。電鉄会社としての社会的責任を踏まえ、公共交通機関による来店の促進を図るという対策を進め、この期間の重点管理をお願いしたいと思います、といった意見がございました。

大気汚染や騒音・振動、自然との触れ合い活動の場につきましては、その趣旨を答申案に

含めているところがございますけれども、そのほか、実際には鶴間公園の改変のことについてアセスに含めるべきではないかという趣旨の意見なのですけれども、なかなかアセスの趣旨からすると、区画整理事業自体は対象規模に満たないので、そこをアセスに含めるというのは難しいというところがございます、それ以外の点につきましては、極力答申案に反映するというので、部会長とも相談させていただいたところがございます。

そういった点を踏まえまして、答申の案でございます。10ページ、資料1-4でございます。読み上げさせていただきます。

「（仮称）南町田計画」に係る環境影響評価書案について（案）

第1 審議経過

本審議会では、平成28年6月24日に「（仮称）南町田計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、12ページに記載のとおりでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

関連車両の走行に伴う大気質濃度について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、走行ルート沿道には、公園や住宅地が存在することから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

【騒音・振動】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【自然との触れ合い活動の場】

工事の完了後は、計画地と計画地に隣接する鶴間公園が連続的につながることから、歩行者動線の連続性が強化され自然との触れ合い活動の場の持つ機能が高まるとしているが、施設の整備に当たっては、接続部への在来種の植栽など環境保全のための措置を確実にを行い、周辺自然環境への影響に可能な限り配慮した計画となるよう努めること。

以上でございます。

○町田部会長 資料1-3、1-4を御説明いただきました。ありがとうございました。

何か委員の皆様方から御意見あるいは御質問等がございましたら、お願いいたしたいと思えます。いかがでしょうか。どうぞ。

○片谷審議会会長 今、都民の意見を聴く会の御意見に対する対応の中で、宇山課長が説明されたこと、非常にこれは今、制度上難しいというか、悩ましいところですね。こういう隣接している事業で事業者が異なる場合に、一方はアセス対象事業で、一方は対象事業でないということはどうしても起こることなので、こういう隣接してほとんど同時並行的に行われる事業に関するアセス制度上の取り扱いというのは、制度全体の設計の中での今後の極めて重要な課題であると思えますので、今後、また次の条例改正などがそんなには遠からず出てくると思えますので、そういうときに向けた重要な課題であるということは、今日ここで発言しておけば議事録にも残りますので、指摘をさせていただきたいと思えます。

○町田部会長 御指摘ありがとうございました。

事務局、何かコメントございますが。

○宇山アセスメント担当課長 すぐに結論を出せることではございませんけれども、今後、またそういった条例改正の時期を踏まえまして、検討させていただきたいと思えます。

○町田部会長 ありがとうございました。

ほかに御意見ございましたら、お願いいたしたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、ただいま御説明した内容で次回の総会に報告いたします。

これをもちまして、本日、予定いたしました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。ありませんか。

特にないようでございますので、これで第一部会を終了させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後4時33分閉会)